

第3節 位置・構造の要件

第1 位置・構造の要件

1 共用部分の壁及び天井の仕上げ

位置構造告示第3第2号に規定する共用部分の壁（腰壁以下を含む。）及び天井（天井のない場合にあつては屋根）の室内に面する部分（廻り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げについては、準不燃材料とされているが、次のアからウまでの部分についても準不燃材料とする必要があること。

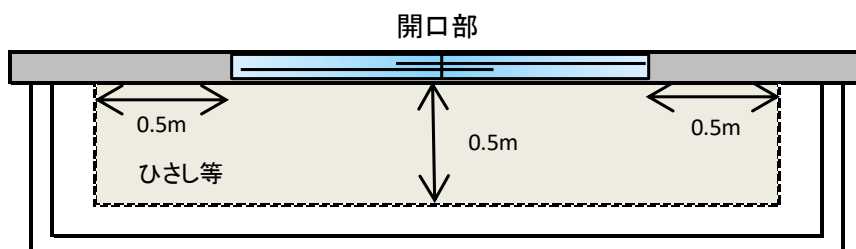
- (1) 開放型廊下（当該廊下に設けられた手すり、防風スクリーン、目隠しスクリーン、侵入防止柵等を含む。）
- (2) 開放型階段（当該階段に設けられた手すり、上裏、段裏等を含む。）
- (3) 常時外気に開放された部分で、かつ、床面積が発生する部分

2 住戸等に設ける開口部

位置・構造告示第3第3号に規定する住戸等に設ける開口部は次によること。

(1) 住戸等の外壁に面する開口部

位置・構造告示第3第3号(2)に規定する「当該住戸等に接する他の住戸等との開口部との間に設けられる外壁面から0.5m以上突出した耐火構造のひさし、床、そで壁その他これらに類するもの」とは第3-1-1図に示すとおり、開口部の両端から0.5m以内の範囲及び開口部の前面から0.5m以内の範囲のひさし等の部分に火災による火熱が1時間加えられた場合に、建基令第107条第2号に規定する可燃物燃焼温度（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第107条第2号に規定する可燃物燃焼温度をいう。）以上に上昇しないものをいう。



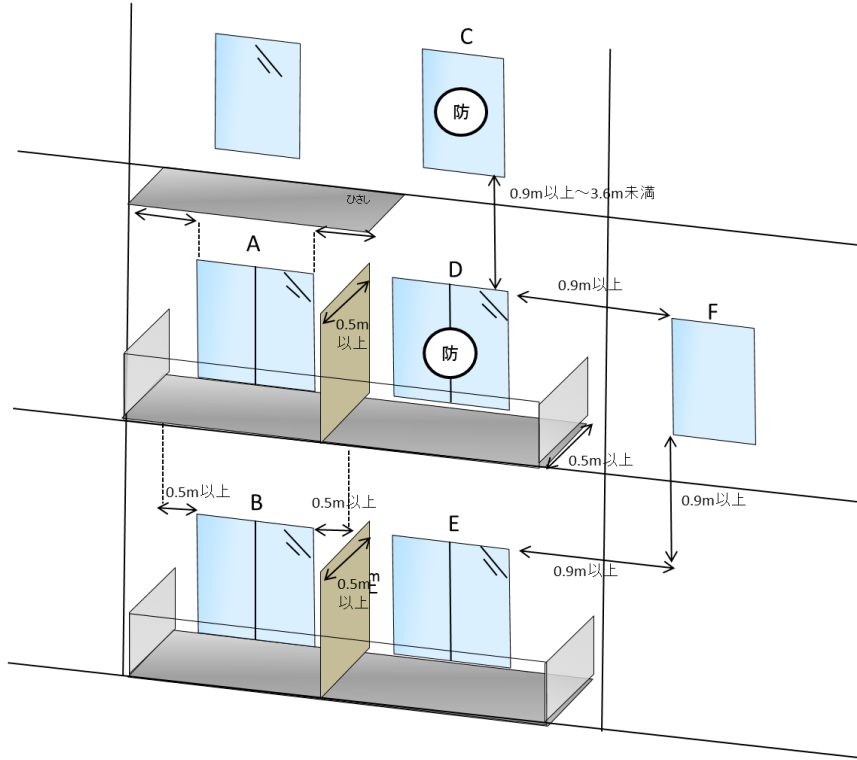
第3-1-1図

(2) 位置構造告示第3第3号(2)の規定する「当該住戸等に接する他の住戸等の外壁に面する開口部相互間の距離が、0.9m以上」は、次によること（第3-1-2図参照）。

ア AとDの水平距離が0.9m以上ない場合は、Aの高さ以上で幅0.5m以上のそで壁が必要となる。

イ AとBの垂直距離が0.9m以上ない場合は、幅0.5m以上のひさし等

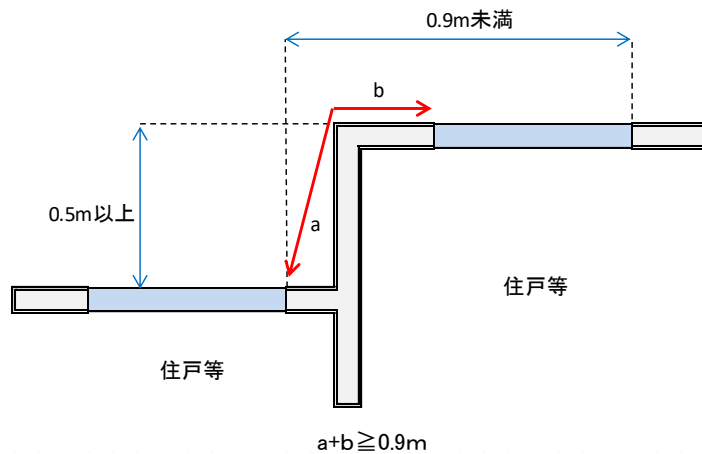
- がBの端より左右それぞれ0.5m以上の長さが必要となる。
- ウ ひさし等がない場合、CとDの垂直距離が0.9m以上3.6m未満であれば防火設備の措置が必要となる。
- エ EとFの水平距離及び垂直距離が0.9m以上の場合は、ひさし等がなくても防火設備の措置は不要であること。



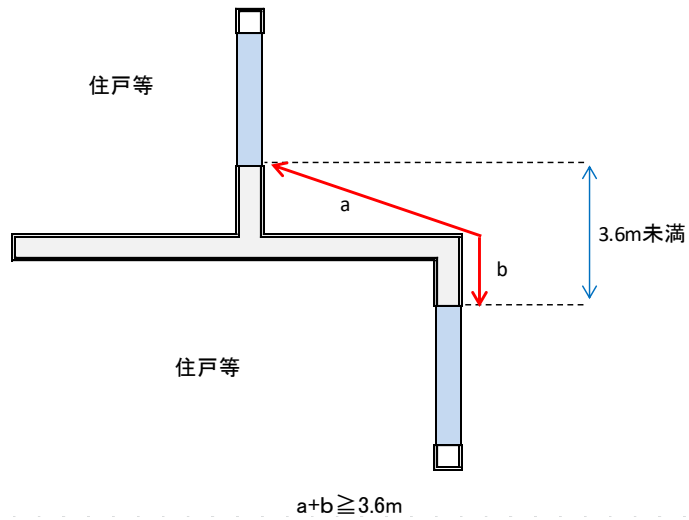
第3-1-2 図

(3) 住戸等が段違いの場合の開口部相互間の距離

住戸等の外壁面に面する開口部は、当該住戸等に隣接する他の住戸等の開口部との間に設けられる外壁面から位置・構造告示第3第3号(2)に規定する「防火上有効に遮られている」とみなして差し支えない(第3-1-3 図, 第3-1-4 図参照)。



第3-1-3 図



第 3-1-4 図

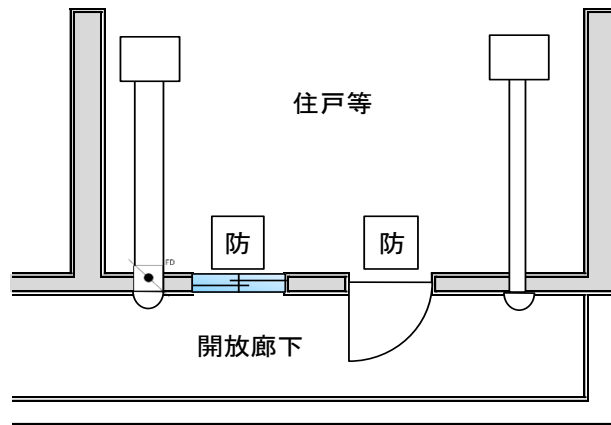
(4) 住戸等と共有部分を区画する壁の開口部

住戸等と共有部分を区画する壁は、位置・構造告示第 3 第 3 号(3)によるほか、次によること（第 3-1-5 図，第 3-1-6 図参照）。

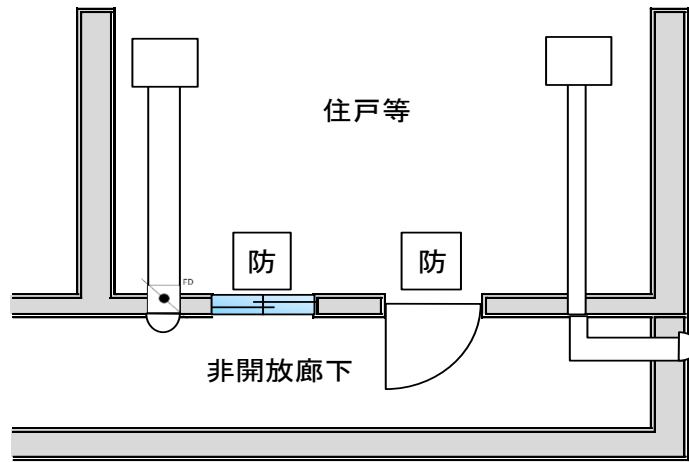
ア 主たる出入口に設けられている開口部は常時閉鎖式の防火戸であること。

イ 主たる出入口以外の開口部は防火設備であること。

ウ 直径 0.15m 以上の換気口等には、FD 等の防火設備を設けること。



第 3-1-5 図



第3-1-6図

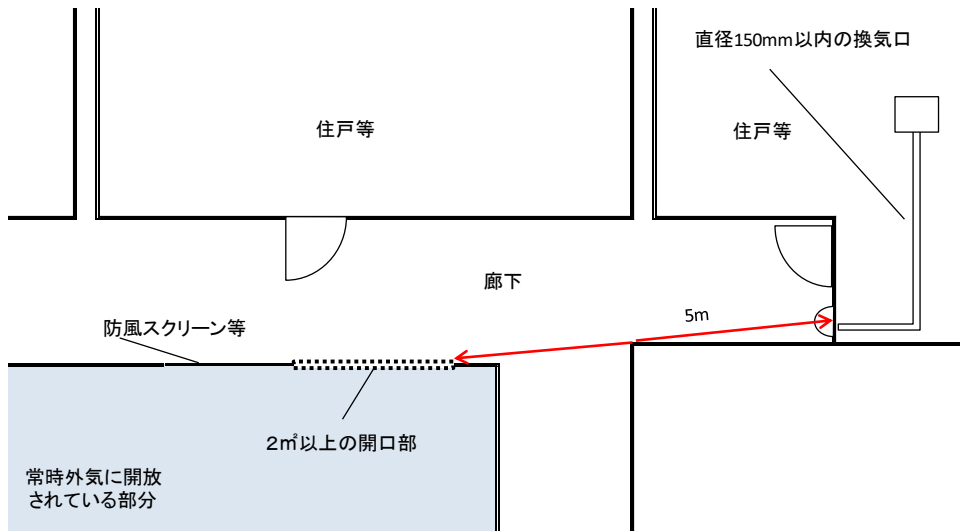
(5) 開放性のある共用部分の開口部

位置構造告示第3第3号(3)イ(イ)に規定する「開放性のある共用部分」とは、次に掲げるもの全てに適合するものをいう(第3-1-7図参照)。

ア 換気口等から常時開放されている部分までの距離が5m以内であること。

イ 常時外気に開放されている部分の開口部の大きさは2㎡以上であること。

ウ 手すり等の上端から垂れ壁等の下端までの高さが1m以上常時外気に開放されていること。

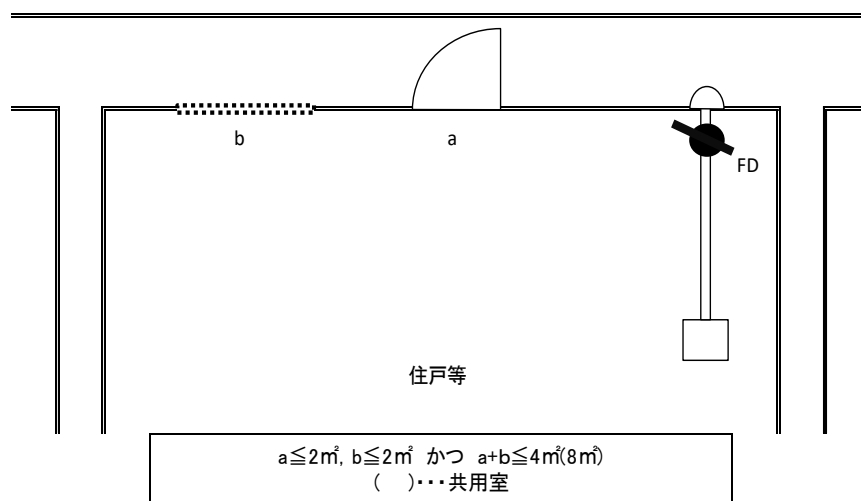


第3-1-7図

(6) 開放型、二方向避難開放型以外の特定共同住宅の住戸等と共用部分を区画する壁の開口部

ア 位置構造告示第3第3号(3)ロに規定する「開口部の面積の合計」に

は、防火設備が入っている換気口は含めないこと。
 イ 位置構造告示第3第3号(3)ロ及びハに規定する「一の住戸等につき
 4 m²(共用室にあつては8 m²)以下」及び「一の開口部の面積は、2 m²以
 下」は、第3-1-8図によること(共同住宅用スプリンクラー設備が設置
 されているものを除く。)



第3-1-8図